

吉野川市農業委員会総会議事録(6月総会)
(令和4年6月)

1. 開催日時 令和4年6月27日(水)
午後1時30分から午後2時20分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 19人
会長 5番 大久保 光江
会長職務代理者 12番 真楣 広也
副会長 2番 山口 博史
14番 近藤 清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 晃志		

4. 欠席委員 (2人)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿木惠庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
第2 議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第3 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4 議第24号 農用地利用集積計画の決定について
第5 議第25号 吉野川市農地利用最適化推進委員の公募について
報告事項(1)農地転用の制限の例外届について
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局

定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年6月 吉野川市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、6番藤川委員、16番藤本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和4年9月定例会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

議題について、ご連絡がございます。

2頁、議第22号6番の2筆についてでございますが、譲渡人及び譲受人の双方から、契約に不調が生じる可能性があるということで、時間をいただきたいとの申し入れがございましたので、この度は、保留で処理を致したいと考えています。ご了承の程、よろしくお願ひ致します。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、15番、阿部委員、17番、瀬尾委員に、議事録署名をお願い致します。

議 長

本日の定例会に出ております議案は、
議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第24号 農用地利用集積計画の決定について
議第25号 吉野川市農地利用最適化推進委員の公募について
報告事項(1)農地転用の制限の例外届について

報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本定例会は、3条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願ひ致します。

それでは、議第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議長 まず最初に、議第22号1番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字中桑上471番7、地目は、台帳、現況共に田、面積は、319m²です。譲渡人は、[REDACTED]で生活しており、耕作することができません。人を介して、耕作をしてもいいという譲受人と、売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、借入地5, 967m²で、主にブロックバーを作付けしており、申請地では、トウモロコシを作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番 2番、山口です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この案件については、18日に申請者と電話でお話ししました。県外に住んでいるので耕作は出来ません。ある時期までは親戚が米を植えていましたが、ここ数年は耕作放棄地です。農地の真ん中にお墓があるのですが、売買の話は所有者にしているとのことでした。お墓の所有者に売買の話をしたそうですが、農家の権利がないということで断念したそうです。現在は、葬儀場の臨時駐車場に貸しているので、その人に話をしたところ、今回の話がまとまったようです。双方とも喜んでいるようです。何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第22号1番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第22号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして2番から5番、7番及び8番の、売買による所有権移転についてでございます。

なお、6番、2筆については、6月23日までに、譲渡人、譲受人の双方から、契約解除の可能性があるとの連絡がございましたので、今回は保留とさせて頂きます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 1頁及び2頁の、2番から5番、7番及び8番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字正延1121番 他10筆、地目は、台帳、現況共に田、11筆の合計面積は、7, 129m²でございます。譲渡人のほとんどが高齢又は農業を縮小しており、農業をすることができないということで、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地8, 699m²で、新規農家として藍及び芝生を栽培しており、事務局も確認しております。申請地では、藍及び芝生を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請地の位置図を見て頂くと解るように、申請地南側の農地については以前から耕作放棄地でした。大きな木が生い茂り雑木林状態でございます。この周辺農地は、不毛田でございまして、現地確認及び所有者にお伺いしたところ、今後も耕作する予定もなく、この度の話があり、農地として移用することでしたので、売買することになったようです。譲受人は以前、中島で農地を取得し、改作を行い、現在農業を順調に行っているとの報告でしたので、今回の申請地でも、改作を行い、芝、藍を作付けするということなので、不毛田ということもあります、改作をどのようにするのかという不安はありますが、耕作放棄地解消については問題をはないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第22号2番から5番、7番及び8番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないと

ということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号2番から5番、7番及び8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第2番から5番、7番及び8番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして9番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 9番でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、鴨島町喜来字出口397番2、地目は、台帳、現況共に畠、面積は、267m²です。譲渡人は、農業を縮小しており、知人である譲受人との売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地8,699m²で、主に米、ブロッコリー、露地野菜を栽培しており、申請地では、露地野菜を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査を致しましたが、農地は十分管理されており、今後も農業をして頂けるということなので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第22号9番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第22号9番につきましては、

	許可することに決定いたしました。
議長	続きまして10番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	2頁、3頁をご覧ください。10番でございます。5筆ございます。位置図については、資料4です。 申請地の所在は、川島町桑村字三軒屋2405番 他4筆、地目は、台帳、畠、現況、田又は畠、5筆の合計面積は、3,700m ² です。譲渡人は、農業を縮小しており、知人である譲受人との売買で話がまとまりました。譲受人は、借入地4,899m ² で、主に米を栽培しており、申請地では、ブロックリーを作付けする予定のようです。 農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付しております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。
議長	ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1番	1番、松本です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請人は農地を相続はしたが、管理に悩んでおりまして、現在は耕作放棄地になっています。譲受人が一括で農地を買ってくれるということで、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。
議長	ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第22号10番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
	(質疑なしとの声)
議長	質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号10番について許可することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしとの声)
議長	異議なしということでございますので、議第22号10番につきましては、許可することに決定いたしました。
議長	続きまして11番の、売買による所有権移転、12番の、贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	11番でございます。位置図については、資料5です。 申請地の所在は、山川町天神76番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は、1,316m ² です。譲渡人は、█████で生活しており、耕作することができません。知人である譲受人との売買で話がまとまりました。

ます。譲受人は、自作地14,756m²で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。

12番でございます。3筆ございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、山川町堤内5番 他2筆、地目は、台帳、現況共に田、3筆の合計面積は、2,849m²です。譲渡人は、高齢で耕作することができません。子である譲受人への生前贈与で話がまとまったようござります。譲受人は、自作地3,035m²で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、継続して米と露地野菜を栽培する予定のようです。

11番及び12番共に、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員が入院中でございますので、事務局から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 事務局から、現地調査の結果をご報告いたします。11番、12番共に圃場の管理は適正に行われており、譲受人も申請書記載のとおり、継続して耕作する予定のようです。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、事務局より補足説明、報告がございました、議第22号11番の、売買による所有権移転、12番の、贈与による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号11番及び12番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第22号11番及び12番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして13番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 13番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、山川町東麦原9番3、地目は、台帳、現況共に田、面積は、253m²です。譲渡人は、高齢で農業を縮小しており、親戚である譲受人との売買で話がまとまったようございます。譲受人は、自作地4,152m²で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、果樹を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

- 議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 10番 10番、原です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査の結果、特に問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第22号13番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号13番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、議第22号13番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議長 続きまして14番の、売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 4頁をご覧ください。14番でございます。2筆ございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、山川町川田617番1及び624番1、地目は、台帳、現況共に田、2筆の合計面積は、1, 869m²です。譲渡人は、高齢で農業をすることができません。譲受人との売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地4, 306m²で、主にブロッコリーを栽培しており、申請地では、ブロッコリーを増反する予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 19番 19番、南園です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。23日に現地調査を致しました。譲渡人と譲受人の関係は、叔父、甥の関係でございまして、この度、叔父の譲渡人の方が高齢になり、県外に住む息子のところに住居を移すということになりました。元々相続で受け取った土地ということもあり、また、譲受人の家の隣接地ということもあり、他人に譲渡するということはないんだろうということで、売買ということになりました。問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第22号14番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第22号14番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、議第22号14番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議長 次に、議第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。
- 議長 それでは1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書の5頁をご覧ください。1番でございます。3筆ございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、鴨島町牛島字先須賀ノ三102番5 他2筆、地目は、台帳、現況共に畠、3筆の合計面積は2,076m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル312枚、パソコン18台、発電出力99.0 kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,980万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げます。民民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今の説明に関連して、2番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 2番 2番、山口でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地確認と事情聴取を行いました。譲渡人は、息子さんとの話の結果、農業を縮小するということで、この度の売買になりました。他の2人の譲渡人につきましても、高齢のため耕作をしておらず、耕作放棄地状態になっています。このような経緯で、太陽

- 光の会社と売買になりました。ご審議の程よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第23号1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第23号1番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、議第23号1番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議長 それでは2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 2番でございます。2筆ございます。位置図については、資料10です。申請地の所在は、鴨島町山路字堂原522番及び523番、地目は、台帳、現況共に畠、2筆の合計面積は1, 207m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル308枚、パソコン9台、発電出力49. 5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金1, 440万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げます。民民境界には、新設土羽止めを設置するため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1. 2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 4番 4番、原田でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請地の周囲は既に太陽光になっております。東側の畠については水路を挟んでおり、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第23号2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第23号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第23号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして3番の、売買による資材置き場、4番、5番の、売買による太陽光発電施設建設、6番の、売買による駐車場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料11です。

申請地の所在は、山川町諏訪13番2、地目は、台帳、現況、共に畠、面積は872m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲渡人は [REDACTED] で生活をしており、耕作することができません。親戚で、プラスチック原料製造販売事業を営んでいる譲受人と、資材置き場の拡張のため、売買で話がまとまったようでございます。事業費は、自己資金50万円を予定しています。

土地の造成については、表土を20cm程度すき取り、整地の上、碎石を20cm程度敷き仕上げます。民民境界については、既設擁壁と土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

4番でございます。位置図については、資料12です。

申請地の所在は、山川町前川18番2、地目は、台帳、現況共に田、面積は917m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル200枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をRE100電力(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金1,000万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、表土にセメントを混ぜて仕上げます。民民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cmから2m程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

6頁をご覧ください。5番でございます。

位置図については、資料12です。

申請地の所在は、山川町前川20番、地目は、台帳、現況共に田、面積は544m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル112枚、パワコン7台、発電出力34.65kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をRE100電力(株)へ売電する計画です。

電する計画です。事業費は自己資金580万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、表土にセメントを混ぜて仕上げます。民民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cmから2m程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

6番でございます。位置図については、資料13です。

申請地の所在は、山川町湯立138番2、地目は、台帳、現況、共に田、面積は460m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は農業を縮小しており、申請地の近隣で居住し、家族及び事業用の駐車場用地を探していた譲受人と話がまとまったようございます。

計画概要は、表土を20cm程度取り除き、碎石を40cm程度敷き、前面道路高で仕上げます。民民境界は、既設擁壁があり、一部は新設擁壁を設置するため、土砂等の流出はありません。事業費は、自己資金200万円を予定しています。

雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ただ今の説明に関連して、7番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7番 7番、安部でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。23日に確認してきました。現地調査の結果特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第23号3番の、売買による資材置き場、4番、5番の、売買による太陽光発電施設建設、6番の、売買による駐車場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第23号3番から6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第23号3番から6番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請

でございます。本件は、5月申請分の書類不備による保留案件でございましたが、6月24日に、申請代理人から事務局に連絡がございまして、申請取り下げの可能性があるということでした。許可申請事務の手続きが完了しておりませんので、本件は、5月に続けて保留とさせて頂きます。ご了承の程よろしくお願ひします。

議長 次に、議第24号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の7頁から38頁をご覧下さい。議第24号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和4年6月9日付け4吉農林第90号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が41件81筆78,516m²でございます。利用権設定再設定が96件279筆194,997m²でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、議第24号について事務局より説明がありましたら、各委員のご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第24号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第24号につきましては、承認されました。

議長 次に、議第25号吉野川市農地利用最適化推進委員の公募についてでございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の39頁と別紙資料をご覧ください。去る、令和4年6月6日に、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催いたしました。選考委員は、大久保会長、真相会長職務代理者、香西産業経済部長、北川農林業振興課長の4名により、本日、別にお配りしております、お手元の候補者選考基準2-1、及び3を決定し、裏面候補者に対して、1人3点、計12点満点中6点以上で、選考委員会候補者推薦採用と決定致しまして、選考を行いました。その結果、公募者におかれましては、推薦採用基準点6点未満の点数でございましたので、候補者選考委員会では、候補者の推薦はできない。いないという結果でございました。この結果を踏まえ、第7区美郷地区全域では、残念ながら、委員の補充は、できない、いないという結果でございます。ご了承の程よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、議第25号について事務局より説明がありましたが、各委員のご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第25号吉野川市農地利用最適化推進委員の公募について、は補充委員はなしということで承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第25号につきましては、補充委員はなしということで承認されました。

議長 次に、報告事項(1)農地転用の制限の例外届について、報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

○報告事項(1)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の40頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料15です。

1番は、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第1項第14号の規定により、携帯電話無線基地局設置事業における、アンテナ取り付け済み高14.8mのコンクリート柱に、空中線、電源設備、無線中継装置等を付帶した、簡易施設の、設置用地として設置面積2.25m²を使用するために、届出するものでございます。

建設の所在は、美郷字毛無121番3。借り人は、[REDACTED]

[REDACTED]さんでございます。令和4年6月7日付で、これを受理致しましたので、ご報告いたします。

○報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の41頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、4件7筆でございます。

内訳と致しまして、利用権設定の使用貸借権の合意解約が4件7筆、でございます。

以上でございます。

議長 報告事項(1)及び(2)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求める。

- 事務局 その他について説明。
以上です。
- 議長 それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたこと
を感謝申し上げます。
以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉会 (終了時刻 午後2時20分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和4年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記